

社岐歯事発第299号
令和6年 1月16日

各 位

公益社団法人 岐阜県歯科医師会
会 長 阿 部



令和6年能登半島地震災害への義援金のお願い

平素は本会会務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日に発生した標記震災により被災した方に対する支援のため本会では義援金の募集口座を開設いたしました。

被災地の会員及び被災された皆様の生活が一日も早く復旧するための一助となるよう下記の要領にて義援金の受付を開始いたしますので、皆様方のご支援・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○募金口座

銀 行 名：十六銀行 本店（店番100）

口座番号：普通預金 2796651

口座名義：公益社団法人岐阜県歯科医師会 義援金口 会長 阿部義和
コウエキシャダクホウジンギフケンカイカイギエンキョウチカイヨウアベヨカズ

受付期間：第1次 令和6年1月18日（木）～1月30日（火）

※第2次以降の受付は追ってご連絡させていただきます。

そ の 他：手数料は各自ご負担をお願いいたします。

○税務上の取り扱いについて

1. 個人の方が義援金を支出した場合

このたび本会で募っている義援金は、「特定寄附金」（国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金）には該当しませんので、寄附金控除の対象にはなりません。

2. 法人（医療法人）が義援金を支出した場合

このたび本会で募っている義援金は、一般の寄附金として一定の損金算入限度額の範囲内で損金算入することができます。（「国や地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附金」には該当しません）

以上